

公 表 日

令和 3年 6月 1日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和3年度鶴田ダム緊急水面清掃工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 三浦 錠二 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2
契約年月日	令和 3年 6月 1日
契約業者名	ノダック (株)
契約業者の住所	埼玉県さいたま市南区文蔵3-28-6
契 約 金 額	55,330,000円 (税込み)
予 定 価 格	55,946,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工 事 場 所	鹿児島県薩摩郡さつま町神子地先
工 種 区 分	維持修繕工事
工事期間 (自)	令和 3年 6月 1日
工事期間 (至)	令和 3年 8月 6日
備考	入札情報サービス (P P I) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 名 : 令和3年度鶴田ダム緊急水面清掃工事
2. 施 工 場 所 : 鹿児島県薩摩郡さつま町神子地先
3. 契約の相手方 : 名 称 : ノダック (株)
住 所 : 〒336-0025
埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目28番6号
電 話 : 048-711-7332

4. 随意契約適用法令
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該工事の目的、内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は鶴田ダム湖に大量の流木塵芥等が発生し、ダム管理設備及びダム本体に影響を及ぼす恐れがあるため緊急に水面清掃を行うものである。

- 2) 当該工事の内容

本工事は、鶴田ダム湖の流木塵芥等を回収船を使用し清掃を行うものである。

- 3) 随意契約に付する理由

本工事の遂行においては、既設設備及び鶴田ダムを熟知し、かつ十分な技術力・労働力・資機材を保有し、緊急的に機動力を発揮するとともに、的確な業務実施が求められる。

ノダック(株)は、上記に該当すると判断されることから、令和3年3月31日に「令和3年度鶴田ダム管理所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定書」の機械部門担当業者として当事務所と締結しており、本工事においても、応急復旧工事が可能であると判断される。

以上のことから、ノダック(株)が本工事を遂行するうえで最も適した契約相手と判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

鶴田ダム管理所 専門官